

学位論文題名

アメリカにおける草の根運動の力と新たな政治空間の模索  
—ソール・アリンスキーによるコミュニティ組織化運動の哲学と  
実践を中心に—

学位論文内容の要旨

本論文は、20世紀アメリカにおける「草の根」運動たる「コミュニティの組織化運動」に着目し、この運動の理念と実践に関する歴史的考察から、現代におけるその政治的意義を明らかにするものである。

1960年代以降に生じたアメリカの政治変動は、まことに巨大である。とりわけ、公民権運動を契機として国民すべての平等が権利として保障され、その権利を擁護するために国家権力が発動されるようになったことは、アメリカの政治社会における画期的な大変革であった。さらに、こうした動きは、環境保護運動や消費者保護運動といった公共利益運動の急速な登場と定着を後押しした。そして、こうした政治運動を支持母体とする政党や政治エリートたちは、彼らへの権利付与と引き換えに、自身の権力基盤を拡大していった。

もっとも、この1960年代の変革が成功するための条件は、その一世代前の1930年代に準備されていた。ローズヴェルト政権期に行なわれたニューディール改革は、自分たちの経済的利益が正当に配分されていないと感じた労働者が連帯して抗議運動を行い、政治家に圧力をかけることによって、連邦政治全体に大きな発言権を持つようになった結果であった。運動に参加した人々の構成や運動の組織形態に違いはあるものの、市民的権利を求めた黒人たちの戦いは、この一世代前の事例を踏襲するかたちで行なわれたのである。

ただし、自由に権利が創れるようになったといっても、ここには大きな問題があった。一定の凝集力と統率力を備え、資金や人材、そして専門的知識が豊富な集団であればあるほど、より大きな圧力を政治家にかけることができるのは当然であり、逆に言えば、政治家へ接近することが困難で、集団の組織化が難しい人々は、国家から不当な扱いを受けることになったのである。ここに、運動の「成功」と社会的包摂が容易に結びつかないことの、一つの構造的要因があった。

60年代以降のアメリカ政治社会においては、個人主義の強化傾向に加え、政治的・経済的・社会的および空間的断片化が間断なく進行し、「自己」と「他者」の壁はよりいっそう高くなっている。こうした時代において、「全体」との相互補完性を欠いた「部分」・「断片」としての「草の根」が、一貫した持続性と抵抗の論理および変革志向性に基づく全国的運動の主体となることは、そもそも可能であり、可能であったのか。この点について、本論文は、2008年のアメリカ大統領選挙におけるオバマ「現象」が、「コミュニティの組織化」運動の全国化と政治運動としての可能性の現出であるという仮定から出発する。そして、この「運動」がいかにして現実の「根無し草」たる「個人」を動員・組織化し、運動体を維持しえたのかを論証していく。

本論文が着目した「コミュニティの組織化運動」は、労働運動が最も活性化した30年代において、地域「コミュニティ」を動員対象として始められ、公民権運動が勝利を収めた60年代半ばにピークを迎え、そして公共利益運動が急速に登場してくる70年代初頭には「限界」に突き当たっていた。だが、この運動の創始者たるソール・アリンスキー (Saul D. Alinsky) の組織化哲学は、労働者の社会権でも、被抑圧者の市民権でもなく、アメリカの

起動原理たる人民主権に立脚していた。彼は、雑多な人々が生活を営む「コミュニティ」こそが民主主義社会の原動力であり、変革主体であると考えた。人々は、コミュニティでの活動を通して自律性・主体性を確立し、「他者」との関わりにおいて民主社会のあり方を学んでいく。コミュニティ「組織」は、彼らの相互的関係を構築する「場」であり、共同体の生活改善を実現するために結集された「権力」であった。そして、こうした「権力」の行使は、コミュニティ内部の構造や人間関係と外部社会の権力構造を俯瞰することができる「オーガナイザー」の後方支援によって効果的に行なわれるのである。

だが、「コミュニティ」は、人々の人種的・階級的アイデンティティが最も明確に現れる空間であった。とりわけ公民権運動の「成功」によって新たに巻き起こった人種的な反動は、階級意識と手を携えて「コミュニティ」という居住空間を分断していった。アリンスキーは、この「分断」現象を、黒人スラムの組織化や「中流」を組み込んだより広範な組織化によって何とか乗り越えようとしたが、スラムの住民の「権力」だけでは太刀打ちできない既存の政治構造や人々との根深い差別意識に直面し、その試みは結果的に蹉跌を余儀なくされた。むしろ、アリンスキーは「コミュニティ」の変容と組織化運動の限界を十分認識していたし、運動内部でも「地域」を越えた組織構造や新たなアプローチが模索されてもいた。しかしながら、60年代以降、政党政治レベルにおいて巧みに創られた「白人」「所有者」に有利な言説空間は、運動の全国化を阻んでいた。環境保護運動が掲げたアメリカ社会の道徳的・文化的再生が、人々に「正しい」と受け容れられたのとは対照的に、既存のシステムから排除され、いまだに「物質的」価値の中で貧困から抜け出せない人々の側からの社会的・政治的参入の試みは、他のアメリカ人に、「正しい」とは認識されなかったのである。

しかしながら、岐路に立った「コミュニティの組織化運動」は、アリンスキーが直面した「限界」から、新たな展望を開いていた。本論文が考察した ACORN は、アリンスキー「哲学」の「限界」を切り口に、オーガナイザーの役割の刷新や選挙政治との連携に挑戦し、人種・階級横断的な「コミュニティ組織」の全国化に最も成功している組織である。この組織が自覚的に試みているのは、地域「コミュニティ」の分断を乗り越えることで全国的な社会的・政治的包摂化を実現することではない。彼らは、権力から疎外された人々を権利の拡充によって救済するのではなく、権力そのものの意味を人民自らが思考するように促すことによって、アメリカという一つの「コミュニティ」を創りあげようとしているのである。

アリンスキー「哲学」の出発点は、多様な集団が生活しているにもかかわらず、集団間は民族集団ごとに分裂している地域「コミュニティ」を調和的に組織化することで、民主社会の統治に携わるにたる「人民」を創出することであった。現代のアメリカは、アリンスキーが見たバックオブザヤーズと同じではないが、多様な集団が存在するにもかかわらず、いまだ肌の色や階級意識によって集団間は分裂したままである。また、人々は、自分の行動が他者とのような関係にあるかを想像することもなく、社会サービスの消費者として投票する。こうした現実から、秩序構築の主体となる「人民」を創出するには、コミュニティ組織が「公的な場」となり、かつ身近な共通の利益を実現していくことで、既存の秩序に対抗しうる「力」を生まねばならない。ACORN はまさに、そうした理念のもとで新たな組織化手法を案出し、駆使している。その意味において、ACORN はアリンスキー「哲学」の最も基本的な部分を、たしかに継承していた。そして、そのような ACORN に支えられながら生じた 2008 年のオバマ「現象」は、「人民」を触発する役割を担う一人の「オーガナイザー」による、アメリカの「組織化」に他ならなかったのである。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 空 井 護  
副 査 教 授 辻 康 夫  
副 査 教 授 山 口 二 郎

学位論文題名

## アメリカにおける草の根運動の力と新たな政治空間の模索 —ソール・アリンスキーによるコミュニティ組織化運動の哲学と 実践を中心に—

### I 学位論文の概要

本論文は、20世紀アメリカの「草の根」運動を代表する「コミュニティ組織化」運動の理念と展開過程を明らかにし、あわせて今日におけるその政治的意義を探ることを目的とする。

序章は、2008年大統領選挙で生じた「オバマ現象」が、オーガナイザーとしてシカゴの地域社会に深く関わるなかでバラク・オバマが内面化した、他者との連帯のなかに公的なものを見る意識が、個人と共同体の連続的な理解を要請するアメリカの規範精神と共鳴することで惹き起こされた可能性を指摘する。そして、「公」と「私」の無媒介な結合など期待できない「大きな社会」のなかで、「運動」を媒介に他者と出会い、新たな紐帯を形成し、「公」を再構成してゆくよう「草の根」の人々を促し誘った試みとしてアリンスキーの運動に着目し、その思想と行動の解明を通じて「オバマ現象」の基層の最深部に接近するという、本論文の研究目的・方略を明らかにする。

ついで第1章は、アリンスキーが最初に組織化を手がけた、シカゴ・サウスサイドの白人労働者居住区を拠点とするバックオブザヤーズ近隣協議会(BYNC)の設立(1939年)過程において、彼が、「リベラル」とは明確に区別されるべき「ラディカル」をオーガナイザーに据え、既存の権力構造に対する異議申立てを手段に、コミュニティの改善のために民衆を結集するという組織化の「哲学」を確立してゆく過程を追跡する。そして第2章は、その後、1972年に世を去るまでにアリンスキーが携わった組織化運動のうちの主だったものを、時系列的に考察する。戦後、大量の黒人が北部に流入したとき、BYNCは一転して白人居住区維持組織と化し、逆に1959年にアリンスキーがシカゴ・サウスウェストサイドに設立したサウスウェスト・コミュニティ組織は、白人の郊外への逃亡を阻止できなかった。一方、1962年にアリンスキー初の「黒人組織」としてシカゴ・ウェストサイドに設立されたウッドローン組織は、公民権運動と連動することで、インナー・シティの黒人貧困層のエンパワーメントに貢献し、さらにアリンスキーは1970年、環境保護や消費者保護に強い関心をもつシカゴの「中流」の組織化も手がけることになる。しかし総じて言えば、彼が主導したこれらローカルな組織は、公民権運動の「成功」以後の人種的反動と階級意識の高揚により、コミュニティの断片化が進行するなかで、次第に困難な状況に追い込まれつつあったと言えるのであり、これを本論文はアリンスキー哲学の「岐路」・「限界」ととらえる。彼は、組織がコミュニティにとって異質な他者を排除する装置と化す現実に苦悩し、広がりを見せる「中流」意識が市民間の対話を困難にしてゆくことに懸念を募らせていた。

そののち、アリンスキーの哲学を継承しつつ、その限界も強く意識するポスト・アリンスキー時代のオーガナイザーは、彼が試みなかったナショナルなレベルでの組織化に着手する。第3章はその例として、福祉受給者を対象に1967年に設立された全国福祉権組織を取り上げ、貧困者に対する資源配分を「不平等」な活動とみなす「中流」からの反発を前に、最終的にその運動

が行き詰まる過程を分析する。第3章が、この全国福祉権組織と、1980年代に弱者とマイノリティの代弁者として登場しながら広範な支持連合形成に失敗したジェシー・ジャクソンを併置することで浮かび上がらせるのは、“undeserving”とのスティグマを刻印された人々への資源配分要求運動が、共和党がヘゲモニーを握る政治空間の内で必然的に逢着せざるを得ない限界である。しかし他方で、同じくナショナルな組織化を、アリンスキー哲学に忠実にマルチ・イシューで、しかも彼には最後まで受け容れられなかった政党との関係構築をも図りつつ積極的に試み、成果を収める組織も出現するのであり、第4章が取り上げるのはそうした組織の代表格たる、即時改革のためのコミュニティ連合(ACORN)である。設立から40年、ACORNは全国的な動員を可能にする組織構造を備え、民主党を通じた立法化による問題の解決を狙って政策過程への影響力を高め、さらにまた公選公職者の選挙ではその動員力を見せつけつつある。ポスト・アリンスキー時代のオーガナイザーは、コミュニティの状況改善だけでなく、人々のネットワークを人為的に再構築し、参加と討議に基づく市民社会の復興に寄与するものとして、さらには政党との関係構築を通じて政府権力をより民主的に構成するための回路として、つまり現代アメリカにおけるデモクラシーの欠損分を「補う(replenish)」組織として、コミュニティ組織を発展させようとしており、本論文によれば、かかる人々に支えられた「オバマ現象」は、ひとりの若きオーガナイザーによる、アメリカというナショナルなコミュニティの組織化であったと解される。

## II 学位論文の評価

本論文は、少なくとも日本では従来顧みられることのなかったコミュニティ組織化運動に着目し、その展開過程を追跡するとともに、自らの運動をアメリカの起動原理に忠実に即した「デモクラシーの実践」と位置づけるアリンスキーの「組織化哲学」が、個人主義的潮流が抗い難いものとなった今日においてこそその意義が際立つような、ひとつのすぐれたデモクラシー思想であったことを、説得的に論証している。20世紀アメリカはさまざまな「民主化」運動によって彩られており、なかでも労働組合運動と公民権運動については膨大な研究蓄積があるが、それらと交錯しつつ展開されながら、そして今日も命脈を保ちながら、これまで正当な評価を受けてこなかったもうひとつの「民主化」運動に光を当て、おそらく日本で初めてその今日的な意義を明確に論じきったことは、アメリカ政治史・政治思想史研究として本論文が誇ってよい成果であろう。

それとともに本論文は、「草の根」運動の民主化ポテンシャルを深く信じる、ポスト・アリンスキー時代のオーガナイザーのひとりとしてオバマを位置づけ、彼の大統領就任への道程それ自体が、アメリカのナショナルな組織化であったとの斬新な解釈を打ち出している。ジェイムズ・クロッペンバーグの研究などごく一部の例外を除き、表層的分析と伝記的記述にとどまるオバマ論が巷に溢れるなか、歴史的コンテクストをしっかりと踏まえた深みのあるオバマ理解を呈示した点において、本論文はアメリカ現代政治研究としても一定の学術的価値を有すると評価できよう。

ただし論文審査においては、アリンスキーが自ら展開したシカゴでの組織化活動を扱う前半部分(第1・2章)と、ポスト・アリンスキー時代のオーガナイザーを扱い、最終的にオバマ論として閉じられる後半部分(第3・4章)の接合をより自然で滑らかにするような論理的な仕掛けや工夫の必要性が指摘された。たしかに本論文は、アリンスキーの組織化運動とオバマによるアメリカ政治空間の転換という2つのテーマを扱い、それぞれにつき一定の成果を挙げてはいるものの、1本の論文としての統一感を感じさせるまでには構成が練り上げられていないきらいがある。また同じく審査担当者から、論理の展開が不明瞭な論述や抽象的にすぎる難解な表現、実証的裏付けが弱い推論などが散見されるとの指摘があった。とはいえ、かかる欠陥は本論文の学術的価値を決定的に減ずるものではなく、またいずれの問題も、本論文の公表に先立って行われるべき補訂作業により解消可能であると考えられる。

以上から、本論文は博士(法学)の学位を授与されるに値する水準を備えていると判断した。